

徳島県規則第六十五号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の二の徳島県文化財巡視員の項中「五、八〇〇円」を「七、三〇〇円」に改め、同二の徳島県教育支援委員会の項中「六、八〇〇円」を「八、五〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。